

中國第一歷史檔案館編

光緒朝上諭檔

第八冊（光緒八年）

廣西師範大學出版社

第八冊

《光緒朝上諭檔》編輯委員會

主任：徐藝圃 副主任：秦國經

李國榮

徐藝圃

委員（按姓氏筆畫為序）：牛平漢 李國榮 徐藝圃
秦國經 陳鏘儀 葉志如 趙 雄 盧 紹

總主編：葉志如 陳鏘儀 趙 雄 牛平漢

本冊主編：趙 雄

本冊編輯：郭美蘭

凡例

一、本書所輯為中國第一歷史檔案館所藏清代光緒朝上諭檔，一年一冊，按原檔影印編輯出版。

二、本書所輯上諭檔基本維持檔案形成的月日順序，以諭旨頒發先後為序，依次編排，一般調整祇在同日檔案文件之中進行。

三、本書對原檔諭旨時間的處理原則：（一）凡原檔標明頒發諭旨時間者，以頒諭時間為序編排；（二）凡未標明時間或時間有誤之諭旨，均進行必要的考證查出；（三）個別無法查考時間之諭旨，採用此前一件之時間。第二（三）項均在「校勘表」中註明。

四、本書對各類非諭旨性文件，不作時間考證。

五、本書對此類文件作了考證調整：原檔同日內之文件（包括奏摺、奏片、交片、咨文、名單、清單及所錄本日以前諭旨等），凡內容上有內在聯繫，但按原排列順序卻被相互隔離開的，經考證調整到一起。調整後諭旨前，所屬附件在後。同一諭旨有兩件以上附件者，按其原有先後順序排列。另，對原檔冊中存在的錯序、錯位、錯頁者，亦分別糾正和調整。凡調整件，均於「校勘表」註明。

六、本書對原檔考證調整的主要依據，是我館所藏清代當時形成的

『隨手登記檔』。

七、本書對同日內奏報的秋審朝審名單等附件，均視為單一件，依照原有順序歸併於同日相關諭旨之後，編一個文件順序號。

八、本書對於原檔中天頭處出現的「硃」、「硃圈」及諭旨左下方的「吏部摺」「禮部片」「摘鈔交總理衙門」「×月×日」等字樣，以及諭旨行文中間改動添加的各種字樣，均一律保留。

九、本書對原檔上後人打印的阿拉伯頁碼號、原檔夾縫處原標的漢字頁碼號、原檔天頭處所附的紙籤簽、地角處所圈劃的符號，在編輯過程中一律刪除。

十、本書對於原檔中存在的錯字、衍字、簡化字、異體字、古體字等，均不作改動和糾正。

十一、本書將編者經過調整、校勘、考證的結果，以『校勘表』形式說明之。『校勘表』自右往左豎寫，各著錄項目自上而下依次登記：順序號、頁碼號、原檔頁碼號、校勘內容。校勘內容和使用符號：（一）無時間（或時間有誤）之諭旨，標明據『隨手登記檔』查到的時間；（二）某件諭旨時間暫未查出，標用此前一件之時間，以『*』標明；（三）凡經過調整順序的文件，一律註明『調整』字樣；（四）檔案原件殘破缺損者，均註『殘缺』；（五）墨迹霉變污染遮蓋一個字以上者，註明『污跡』字樣，並將所能辨識者的文字標出。

十二、本書所有文件統一編號，各冊序號獨立。

光緒朝上諭檔 第八冊 校勘表

序號	頁碼	原檔頁碼	校勘內容
二六三	八七	一九	調整
二八一	九三	一九	調整
二八三	九四	一九	*四月初五日
二八七	九五	一九	調整
二八八	九七	一九	調整
二九二	九七	一九	調整
二九三	九七	一九	調整
二九五	九七	一九	調整
三五六	九七	一九	調整
三六三	九七	一九	調整
三七二	九七	一九	調整
三七三	九七	一九	調整
三七八	九七	一九	調整
三七五	九七	一九	調整
四〇二	九七	一九	調整
四〇三	九七	一九	調整
四〇五	九七	一九	調整

序號	頁碼	原檔頁碼	校勘內容
四〇七	一三四	一五三	調整
四一六	一三五	一四三	調整
四二九	一三七	一五九	污跡[皇曾國荃]
四三一	一四二	一五三	調整
四五六	一四九	一五三	調整
四五七	一五〇	一五三	調整
四五六	一五六	一五三	調整
四五七	一五六	一五三	調整
四七六	一五六	一五三	調整
四七八	一五六	一五三	調整
四八〇	一五六	一五三	調整
五一六	一五六	一五三	調整
五一七	一五六	一五三	調整
五一八	一五六	一五三	調整
五一九	一五六	一五三	調整
五二〇	一五六	一五三	調整
五二七	一五六	一五三	調整
五三七	一五六	一五三	調整
五三九	一五六	一五三	調整
*七月初五日	一九	二一五	污跡[缺]
*七月初五日	二〇一	一九三	調整
*七月初五日	一七〇	一六九	調整
*七月初五日	一七四	一六九	調整

序號	頁碼	原檔頁碼	校勘內容
七六〇	二五〇	一九九	調整
七六一	二五〇	一三九	調整
七六二	二五〇	一二三	調整
七六三	二五一	一九一	調整
七六四	二五四	一三九	調整
七六五	二五四	一五九	調整
七六六	二五四	一三九	調整
八一	二五二	五一	調整
八二	二五五	四九	調整
八三〇	二五五	二五	調整
八四〇	二五五	二一	調整
八四一	二五五	*	十月十四日
八四二	二五五	*	九月十六日
八四三	二五五		
八四四	二五五		
八四五	二五五		
八四六	二五五		
八四七	二五五		
八四八	二五五		
八四九	二五五		
八五〇	二五五		
八五七	二五五		
九一二	二五五		
九三四	二五五		
九四四	二五五		
九七二	二五五		
九八〇	二五五		
一〇〇五	二五五		

序 號	頁 碼	原檔 頁碼	校勘 內容
一〇四〇	三八七	五四	調整
一〇五二	三九四	一二八	*十二月十三日
一〇八六	四〇七	二五六	污跡[州]
一一四六	四二六	三三〇	調整
一一五六	四四五	二五六	調整

光緒朝上諭檔

第八冊 目錄

光緒八年（壬午）一八八一年

二十七日	(一九)
二十八日	(一九)
二十九日	(二〇)
三十日	(二一)
初一日	(二二)
初二日	(二三)
初三日	(二四)
初四日	(二五)
初五日	(二六)
初六日	(二七)
初七日	(二八)
初八日	(二九)
初九日	(三〇)
初十日	(三一)
十一日	(三二)
十二日	(三三)
十三日	(三四)
十四日	(三五)

光緒朝上諭檔
光緒八年(壬午)

正用

初一
初二
初三
初四
初五
初六
初七
初八
初九	(八)
初十
初十一
初十二
初十三
初十四
初十五
初十六
初十七
初十八
初十九
初二十
初廿一
初廿二
初廿三
初廿四
初廿五
初廿六
初廿七
初廿八
初廿九
初三十
初卅一

初六日
初七日
初八日
初九日
初十日
十一日
十二日
十三日
十四日
十五日
十六日
十七日
十八日
十九日
二十日
二十一日
二十二日
二十三日
二十四日
二十五日
二十六日
二十七日
二十八日
二十九日
三十日

十五日
十六日
十七日
十八日
十九日
二十日
二十一日
二十二日
二十三日
二十四日
二十五日
二十六日
二十七日
二十八日
二十九日
三十日

三月

四月

初一	初二	初三	初四	初五	初六	初七	初八	初九	初十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
(九二)	(九三)	(九四)																					

五月

初一	初二	初三	初四	初五	初六	初七	初八	初九	初十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
(一〇九)																							

六月

十九日	(一五三)
二十日	(一五四)
二十一日	(一五七)
二十二日	(一五六)
二十三日	(一五九)
二十四日	(一六一)
二十五日	(一六三)
二十六日	(一六四)
二十七日	(一五六)
二十八日	(一五九)
二十九日	(一三八)
三十日	(一三七)
初一日	(一三一)
初二日	(一三〇)
初三日	(一二九)
初四日	(一二八)
初五日	(一二七)
初六日	(一二六)
初七日	(一二五)
初八日	(一四九)
初九日	(一五三)
初十日	(一五二)
十一日	(一四八)
十二日	(一四七)
十三日	(一四五)
十四日	(一四四)
十五日	(一四二)
十六日	(一四〇)
十七日	(一四〇)

七月

十四日	(一五三)
十五日	(一五四)
十六日	(一五七)
十七日	(一五六)
十八日	(一五九)
十九日	(一六一)
二十日	(一六三)
二十一日	(一六四)
二十二日	(一五六)
二十三日	(一五六)
二十四日	(一六六)
二十五日	(一六七)
二十六日	(一六八)
二十七日	(一六九)
二十八日	(一七〇)
二十九日	(一七〇)
三十日	(一七一)
初一日	(一七二)
初二日	(一七三)
初三日	(一七四)
初四日	(一七五)
初五日	(一七六)
初六日	(一七七)
初七日	(一七八)
初八日	(一七九)
初九日	(一七〇)

初十日	(一七七)
十一日	(一七九)
十二日	(一七九)
十四日	(一八〇)
十五日	(一八〇)
十六日	(一八二)
十七日	(一八三)
十九日	(一八五)
二十日	(一八六)
二十一日	(一八七)
二十二日	(一八八)
二十四日	(一八九)
二十五日	(一九〇)
二十三日	(一九一)
二十七日	(一九二)
二十九日	(一九三)
初一日	(一九四)
初二日	(一九五)
初三日	(一九六)
八月	(一九七)

初四日	(一〇一)
初五日	(一〇二)
初六日	(一〇三)
初七日	(一〇四)
初八日	(一〇五)
初九日	(一〇六)
初十日	(一〇七)
十一日	(一〇八)
十二日	(一〇九)
十四日	(一〇九)
十五日	(一〇九)
十六日	(一〇九)
十七日	(一〇九)
十八日	(一〇九)
十九日	(一〇九)
二十日	(一〇九)
二十一日	(一〇九)
二十四日	(一〇九)
二十五日	(一〇九)
二十六日	(一〇九)
二十七日	(一〇九)
二十八日	(一〇九)
二十九日	(一〇九)
三十日	(一〇九)
初一日	(一〇九)
初二日	(一〇九)
初三日	(一〇九)
八月	(一〇九)

三十日	(一三八)
二十九日	(一三九)
二十八日	(一三〇)
二十七日	(一三一)
二十六日	(一三二)
二十五日	(一三三)
二十四日	(一三四)
二十三日	(一四五)
二十二日	(一四六)
二十一日	(一四七)
二十日	(一四八)
十九日	(一四九)
十八日	(一五〇)
十七日	(一五一)
十六日	(一五二)
十五日	(一五三)
十四日	(一五四)
十二日	(一四九)
十一日	(一四五)
初十日	(一四五)
初八日	(一四九)
初七日	(一五〇)
初六日	(一五〇)
初三日	(一五〇)
初二日	(一五〇)
初一日	(一五〇)

二十四日	(三〇一)
二十五日	(三〇二)
二十六日	(三〇三)
二十七日	(三〇四)
二十八日	(三〇五)
二十九日	(三〇六)
三十日	(三〇七)
初一日	(三〇八)
初二日	(三〇九)
初三日	(三〇一〇)
初四日	(三〇一一)
初五日	(三〇一二)
初六日	(三〇一三)
初七日	(三〇一四)
初八日	(三〇一五)
初九日	(三〇一六)
初十日	(三〇一七)
十一日	(三〇一八)
十二日	(三〇一九)
十三日	(三〇二〇)
十四日	(三〇二一)
十五日	(三〇二二)
十六日	(三〇二三)
十七日	(三〇二四)
十八日	(三〇二五)
十九日	(三〇二六)
二十日	(三〇二七)

十一月

二十一日	(三一五)
二十二日	(三一五)
二十三日	(三一七)
二十四日	(三一七)
二十五日	(三一九)
二十六日	(三一〇)
二十七日	(三一〇)
二十九日	(三一一)
三十日	(三一一)
初一日	(三四三)
初二日	(三四三)
初三日	(三五〇)
初四日	(三五一)
初五日	(三五一)
初六日	(三五二)
初七日	(三五八)
初八日	(三五九)
初九日	(三六二)
初十日	(三六二)
十一日	(三六三)
十二日	(三六五)

十二月

十三日	(三六六)
十四日	(三六六)
十五日	(三六七)
十六日	(三六七)
十七日	(三七〇)
十八日	(三七一)
十九日	(三七一)
二十日	(三七二)
二十一日	(三七三)
二十二日	(三七三)
二十三日	(三七三)
二十四日	(三七六)
二十五日	(三七七)
二十六日	(三七八)
二十七日	(三八〇)
二十八日	(三八二)
二十九日	(三八二)
三十日	(三八四)
初一日	(三八五)
初二日	(三八六)
初三四日	(三八六)
初五日	(三九二)

二十八日 (四四六)
三十日 (四四七)

初六日	(三九三)
初七日	(三九四)
初八日	(三九五)
初九日	(三九七)
初十日	(三九八)
十一日	(三九九)
十二日	(四〇一)
十三日	(四〇二)
十四日	(四〇七)
十五日	(四〇七)
十六日	(四一〇)
十七日	(四一五)
十八日	(四一六)
十九日	(四一七)
二十日	(四一八)
二十一日	(四二一)
二十二日	(四二二)
二十三日	(四二三)
二十四日	(四二四)
二十五日	(四二五)
二十六日	(四二六)
二十七日	(四四二)

¹ 光緒八年正月初二日內閣奉

上諭上年直隸各州縣被災地方業經分別蠲緩糧租賞給漕米以資賑濟小民諒可不致失所惟念今春青黃不接之時民力未免拮据加恩著將通州甯海文安定興雄縣天津開州東明長垣道化豐潤安平等十二州縣成灾五六七八九十分村莊應納本年春賦錢糧旗租緩至本年秋後啟徵其款收三四分村莊應納本年春賦錢糧旗租緩至本年麥後啟徵武清寶坻濱州清苑蠡縣安州獻縣任邱青縣靜海滄州南皮鹽山行唐靈壽邢臺南和唐山內邱平陽大名南樂懷安東強隆平深州饒陽深澤等三十一州縣款收三四分並安州積欠村莊除應納本年春賦照常徵收其原緩至本年麥後啟徵之款收四分村莊應納光緒七年並節年錢糧旗租款收三分並安州積欠村莊應納光緒六年及以前錢糧旗租均著展緩至本年秋後啟徵以上欠款村莊凡應納也米穀豆葛課學租及海防經費河道錢糧儲備軍餉

西陵廣恩庫兵部馬館鑿儀衛等項地租並出借倉穀

籽種口糧牛具等項均隨同正項糧租分別緩徵津軍廳葦漁課納糧地畝有坐落武清天津二縣地面者仍著照業歸入該二縣欠款村莊一併查明又丈丈丈量畝任邱三縣前被澇沈浸水村莊現在市鄉派出實難併納陳欠糧租所有任邱縣七里莊等三百村文安縣隴內吳家場等一百二十八村未完光緒六年及以前錢糧旗租均著豁免肅寧縣李海莊等四村未完光緒四年下逢五年土下忙錢糧旗租自本肇忙起至光緒十年上忙正分作五忙帶徵各該村內如有應徵雜項糧租米豆葛課等項著隨同正項糧租分別豁緩以紓民力該督即刊刻榜黃徧行曉諭務使實惠均霑母健史胥舞弊用副朝廷屢端布聞嘉惠畿疆至意該部即道諭行欽此

² 遵

旨查開王大臣年歲生日單

惇親王
年五十二歲六月十五日生